

意見書案第2号

憲法違反の日本学術会議会員任命拒否をただすことを求める
意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和3年1月27日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本繁夫

同 山崎恭一

同 坂本優子

同 山崎匡

同 大河直幸

同 徳永未来

同 佐々木真由美

宇治市議会議長 真田敦史様

憲法違反の日本学術会議会員任命拒否をただすことを求める意見書

科学者を代表する日本学術会議が推薦した会員候補の任命を内閣総理大臣が拒否することは、日本学術会議の独立性の破壊であり、憲法第23条の「学問の自由」の侵害にあたる。

「学問の自由」と日本学術会議の独立性は不可欠で、それは、権力による学問への弾圧が繰り返され、科学者が軍事研究に総動員された戦前・戦中の歴史の教訓から生まれたものである。

「学問の自由」だけでなく、表現や言論、思想・良心という国民の精神的自由の侵害にもつながる国民的な大問題で、学会から映画人、自然保護団体、宗教者まで幅広い人々から抗議の声が出され、千数百もの団体が抗議声明を上げている。

理由を示さず権力が異論を排除することは、社会を萎縮させ、分断をもたらしかねない。内閣総理大臣が説明責任を果たすことが重要である。

日本学術会議への人事介入は、一部の科学者の問題だけでなく、すべての国民生活にもかかわる問題である。

よって、日本国憲法を遵守する立場から、政府に対して、任命拒否の是正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年1月 日

京都府宇治市議会議長 真田 敦史

内閣総理大臣 菅 義偉 様
総務大臣 武田 良太 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様
内閣府特命担当大臣 井上 信治 様
(科学技術政策)